

南あわじ市 平成 23 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 運営用 )

## 基本事項

		整理番号	303
事業名	きらら・ウインズ管理運営費	予算科目	会計 一般会計・1 款 民生費・3款 項 社会福祉費・1項 目 障害者福祉費・2目
担当部課名	健康福祉部 福祉課		
電話	0799-44-3002		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_	
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち【子育て】	
	施策目標	すべての人が安心してまちに出て、日常生活や地域での交流が行える環境をつくる	

## Plan (計画、事業内容、事業背景)

施設 の 概 要	設置目的	対 象(誰を・どのような状況の人を) 18歳以上の精神・知的障害者で雇用されることが困難な人		
	設置目的	意 図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個人に応じた支援、訓練等実施するなど障害者自立支援法で規定する障害福祉サービスの提供。また、各種相談受付や障害者の居場所を提供することを目的とする。		
	施設 内 容	(敷地面積、延床面積、構造、収容人数、駐車台数、付属施設など)		
		施設名称	南あわじ市障害者施設「きらら」	
		所在地	南あわじ市神代浦壁198-1他	
		設置年度	平成 11 年度	
	施設内容	きらら = 敷地面積：1957.99㎡、延床面積：592.00㎡、構造：鉄骨造平屋建て ウインズ = 敷地面積：1067.24㎡、延床面積593.16㎡、構造：軽量鉄骨造平屋建て 利用定員（各サービス事業ごとに設定）= 自立訓練20人、就労移行支援10人、就労継続支援40人、地域活動支援センター40人 駐車場：借地分含め約20台		
	稼働状況	(施設の利用状況、稼働状況) 合併前より現在の指定管理者に管理運営を委託。平成19年4月より施設の管理運営については、公募による指定管理者を募集した。結果、引き続いて指定管理者となり平成24年3月末まで5年間の指定管理協定を締結した。 平成22年度利用状況 登録者数 1日平均 きらら 105名 22.5名 ウインズ 93名 自立訓練13.3人 就労移行支援1人 就労継続B43.7人		
	施設設置根拠法令等	南あわじ市障害者福祉施設条例、施行規則。障害者自立支援法等		
	開館時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分		
休館日	<input type="checkbox"/> 平日 <input type="checkbox"/> 曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 土曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 日曜日 <input checked="" type="checkbox"/> 祝祭日 (その他)			
運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 (施設設備保守管理等は下の管理方法に記入)			
	委託団体	(1)	社会福祉法人 淡路島福祉会	
		(2)		
	委託内容	(1)	施設の管理運営等	
		(2)		

## Do (管理状況、使用料、投入資源等)

		(委託業種、作業内容、設備・備品内容、修繕内容など)				
管理方法	障害者福祉施設の管理及び障害福祉サービス(自立訓練、就労継続支援、生活介護)、地域生活支援事業(地域活動支援センター、相談支援)の業務を代行。きらら外壁等の経年劣化による外壁改修工事を指定管理者が実施。下水道供用開始に伴い下水接続工事を市負担で実施。					
	施設管理従事職員	市職員	人	臨時・委託職員	人	合計 0人
使用料等	受益者負担について(料金体系、根拠法令など)					
	障害福祉サービス利用者 = 障害者自立支援法による利用者負担(南あわじ市障害者福祉施設条例等)。相談支援事業、地域活動支援センター-利用者 = 利用料なし(南あわじ市障害者等相談支援事業実施要綱、同地域活動支援センター-事業実施要綱等)障害者自立支援法施行後においては、利用料は原則1割負担等により利用者等に大きな負担増となったが、国等で利用料の軽減措置等見直しを実施され、現在軽減措置が延長されている現状である。また、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認める実費相当額については利用者等の負担になる。					
	減免措置(減免内容、根拠法令など)					
原則として、上記障害者自立支援法の軽減外等に対応している。						
資源配分(インプット)		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	直接事業費 (千円)	23,300	23,300	23,300	23,300	19,000
	きららウイング 指定管理料	23,300	23,300	23,300	23,300	19,000
	財 源 (千円)					
	国					
	県					
	起債					
	その他					
	一般財源[A]	23,300	23,300	23,300	23,300	19,000
	人件費(正規職員)[B] (千円)	0	0	0	0	0
	平均人件費(1日当り)	27.9	28.2	27.4	26.8	26.8
	事業量1(事業に要した日数)					
事業量2(事業に要した人数)						
年間経費([A]+[B])	23,300	23,300	23,300	23,300	19,000	
経費に関する補足説明	平成22年度まで決算額。平成23~24年度は当初予算額。 (施設の運営は、国3,000千円、県2,962千円の補助がある。)					

## Check (事業の自己評価・一次評価)

設置目的達成度	(達成度の分析、問題点・課題などを記入。) 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業における相談支援事業・地域活動支援センター事業を実施している施設である。今後は、増加が見込まれる利用者への対応及び重度障害者の受け入れについて課題として挙げられる。	自己評価 (5点評価)
		3
効率性	(施設の効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 新体系移行後は精神障害及び知的障害の交流が有効に両施設を活用できる状態になっている。	自己評価 (5点評価)
		4
必要性	行政関与の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低 (公共が設置すべきか、市民ニーズはあるかなどを分析、問題点・課題などを記入。) 行政への設置要望等を踏まえた中、建設された経緯から行政の役割が大きかったと思われる。現在においては、施設の管理・障害福祉サービス等の提供などの運営面についても指定管理者制度を導入し、社会福祉法人が管理運営を行っている状況であり、障害者施策には必要性が非常に大きいと思われるが、民営化等についても協議が必要である。	自己評価 (5点評価)
		3
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 増加傾向にある利用者や重度障害者の受け入れなど今後の課題も多いと思われる。	<p>評価グラフ</p>

## Action &amp; Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成24年度にできる改善・改革	平成25年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 現状維持
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し (下記の見直し内容にチェック)
	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し	<input type="checkbox"/> 人員配置の見直し <input type="checkbox"/> イベント等の見直し
	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し	<input type="checkbox"/> 開館時間、休日等の見直し <input type="checkbox"/> 使用料の見直し
	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 指定管理者委託 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡
	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 統合 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> その他
	平成23年度で指定管理期間が満了。さらまでの事業については使用料収入、授産活動等の収入はほとんどなく、県等の補助金、市からの委託料で運営されているが、ウインズで実施する自立支援収入と併せて運営することにより、民間での運営も可能か協議する。 ただし、地権者及び地元自治会等との協議の結果、指定管理の継続も有りうる。	同左
( で見直しの場合記入) 具体的な改善方法	譲渡による民営化。	同左
見直しにより期待される効果	委託料等の減額。	同左
(現状維持の場合も記入) 廃止・委託の影響	<b>仮に</b> 施設を廃止した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 障害者が居場所をなくし、在宅生活を余儀なくされる。その結果、家族等の負担も増大する。また、他市の事業所に通う場合についても遠方のため障害者等への負担が非常に大きい。	
	<b>仮に</b> 外部委託した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 現在、指定管理で運営。	